

ニューディール・リベラル派の産業復興構想

— 社会改革との関連に焦点を当てて —

中島 釀*

はじめに

本稿の課題は、ニューディール期のリベラル派の産業復興構想の特徴を、産業復興と社会改革との関連に着目し、描き出すことである。

1935年の全国労働関係法 (the National Labor Relations Act, 通称：ワグナー法)、社会保障法 (the Social Security Act)、1937年の合衆国住宅法 (the United States Housing Act of 1937) に代表される第二期ニューディールにおける諸社会改革立法の制定はリベラル派が主導したとされるが、現在はニューディール・リベラル派の構成、政治過程におけるリベラル派内部の対抗などに関する研究が進められている。

しかし、ニューディール・リベラル派が有していた社会改革構想の包括的分析という課題について言えば、十分な考察がなされているとは言えない。第一に、リベラル派内部の共通点と相違点の問題があげられる。近年のニューディール研究では、リベラル派は一枚岩ではなかったということが指摘されているが、リベラル派の

政策構想の何が共通しており、どこが異なっているのかということにまで踏み込んだ研究はほとんど行われていないのが現状である。第二の問題は、産業復興と社会改革とがいかなる形で結びつけられていたのかという問題である。一般的にニューディールの社会改革は産業復興と不可分であると理解されているが、両者の関連を具体的に描き出した研究は意外に少ない。

本稿はこうした研究状況をふまえ、リベラル派内部の異同、産業復興と社会改革との関連という二つの視角から、保守派の復興構想との対比の中でニューディール・リベラル派の産業復興構想の特徴を明らかにしたい。

本稿の問題意識を結論的に言えば、以下のようになろう。ニューディール・リベラル派は、当時のアメリカの産業復興の実現には、労働法制定、社会保障制度創設、公共事業の展開といった社会改革が不可欠であるとの立場をとる。社会改革をしてこそ真の産業復興が実現できる。そして、この産業復興と社会改革とを結びつける鍵が「国民全体の購買力向上」であった。当時のアメリカ経済は、大量生産・大量消費の時代へと突入しており、強大な生産力を持った経済が安定的に推移するためには、国内市場の内包的拡大・深化が必要であった。その国内市場の内包的深化には、大衆的な消費の拡大が必要であり、そのためには国民の購買力が平等的に分配されなければならない。国民の購買力の平

*中島 釀 (Jo NAKAJIMA)：一橋大学大学院社会学研究科助手 一橋大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士 (社会学)。「R.ワグナーの国民統合構想の再解釈—福祉国家論の視点からのニューディール期に追求された国家構想の一検討」(『人民の歴史学』第150号, 2001年12月)；「ニューディールにおける1937年合衆国住宅法の歴史的位置—立法過程における議論を素材に—」(『歴史学研究』第773号, 2003年3月)など。
j-a.nakajima@mx6.ttcn.ne.jp

等的な向上は、労働法による労働者権の承認、社会保障制度の創設と拡充、公共事業の展開といった富の分配を平等化する社会改革によって初めて実現されるのであった。それゆえ、大量生産・大量消費の時代における真の産業復興の実現には、国民の購買力の平等的な向上を実現する社会改革が必要となる、というのがリベラル派の復興構想であった。

1. 先行研究の評価と本稿の課題

これまでのニューディール研究は、ニューディール改革の進歩性を強調した研究¹⁾、ニューディールの制約性を重視した「ニューレフト史学」「コーポリット・リベラリズム」論、西欧福祉国家との比較の視点を取り入れ両者を乗り越えようとした80年代以降の研究と展開してきたが、その中で論じられてきた重要な論点の一つが、ニューディール改革を主導した勢力に関するものであった。「コーポリット・リベラリズム」論をニューディール評価に適用したバートン・J・バーンスタイン（Barton J. Bernstein）やロナルド・ラドシュ（Ronald Radosh）らの研究では、ニューディール改革は「コーポリット・リベラル」派と呼ばれる大企業のエリートの構想と一致したものであり、彼らのヘゲモニーの下で実現したものであると論じられた²⁾。それに対して、ディヴィッド・

ブロディ（David Brody）やセーダ・スコッチボル（Theda Skocpol）ら「コーポリット・リベラリズム」論を批判する論者たちは、ニューディール期労働運動には社会民主主義的要素はわずかに存在するに過ぎなかったが、それでも全国産業復興法からワグナー法に至る一連の改革立法を主導したのは、企業エリートではなく、ロバート・F・ワグナー（Robert F. Wagner）民主党上院議員などのリベラル派であったことを指摘した³⁾。

このリベラル派がニューディール改革の指導的役割を果たしたとする議論は、ニューディールの進歩性を強調する研究と「コーポリット・リベラル」派主導論の両方に対する批判を踏まえており、ニューディール改革の主導勢力に関する現段階での研究の到達点といってよからう。現在は、この“ニューディール・リベラル派”の実像をリベラル派の構成やその内部の差異に踏み込んで明らかにすることが大きな研究テーマとなっている⁴⁾。

そうした中で、1935年社会保障法の立法過程に焦点を当てて、ニューディール期のリベラル派のビジネスリーダーがニューディール社会改革においていかなる役割を果たしたかの評価をめぐる論争が展開された。論争は、社会保障法の保守性を強調するジル・クェダグノ（Jill Quadagno）の論文に対するスコッチボルとエドウィン・アメンタ（Edwin Amenta）の批判から始まり、その後、J・クレイグ・ジェンキンス（J. Craig Jenkins）とバーバラ・G・

¹⁾ Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt* (Vol.1-3), Houghton Mifflin, 1957-62 [『ローズヴェルトの時代（I～III）』, 論争社／ベリカン社, 1962～1966年]; Irving Bernstein, *The New Deal Collective Bargaining Policy*, University of California Press, 1950; *Turbulent Years: A History of American Worker, 1933-1941*, Houghton Mifflin, 1969; Walter Galenson, *The CIO Challenge to the AFL: A History of the American Labor Movement 1935-1941*, Harvard University Press, 1960.

²⁾ Barton J. Bernstein, ed., *Toward a New Past: Dissenting Essays in American History*, Random House, 1968 [『ニュー・レフトのアメリカ史像——伝統史学への批判——』東京大学出版会, 1972年]; Ronald Radosh, “The Myth of the New Deal,” reprinted in Alonzo L. Hamby, ed., *The New Deal: Analysis & Interpretation*, Longman, 1981.

³⁾ David Brody, *Workers in Industrial America*, Oxford University Press, 1980; Theda Skocpol, “Political Response to Capitalist Crisis: Neo-Marxist Theories of the State and the Case of the New Deal,” *Politics and Society*, Vol.10, 1980, pp.180-181.

⁴⁾ 代表的研究として次を参照。David Plotke, *Building a Democratic Political Order: Reshaping American Liberalism in the 1930s and 1940s*, Cambridge University Press, 1996; 紀平英作『ニューディールの政治秩序の形成過程の研究——20世紀アメリカ合衆国政治社会史研究序説——』京都大学学術出版会, 1993年。

ブレンツ (Barbara G. Brents) によるスコッチポルへの批判と続けられた⁵⁾。

この論争の中でクダグノらは、既存の「コーポリット・リベラリズム」論を資本家が政府政策を巧みに操ることで自らの利益に合致した政策を政府に採用させることができるとする単純な理論であると退け、支配的企業の利害が政策に反映される特定の条件を社会保障法制定過程をケースに考察している。「コーポリット・リベラル」と呼ばれるリベラルな経営者たちは、二〇年代から自企業で年金・失業積立金制度を実施しており、既に福祉プログラムの構想は持っていた。実際の法案作成過程においても彼らが政治的リーダーシップを握っており、最終的に制定された社会保障法もラディカルな所得再分配的側面は取り除かれビジネスにとって不利益にはならないものとなったと論ずる⁶⁾。対して、スコッチポルらは、ビジネス界の圧倒的多数は社会保障法に反対しており、実際の政治過程を主導したのもアメリカ労働総同盟 (American Federation of Labor : AFL) やワグナーなどのリベラル派であったと批判した。

この論争は、「コーポリット・リベラル」派とワグナーや組織労働とを区分して、前者に焦点を当てようとしている点では、リベラル派内部の対抗関係に踏み込んだ考察をしている。しかし、本論争の関心は主に「コーポリット・リ

ベラル」派が社会保障法制定過程において影響力を行使できたか否か、に置かれていた。そのため論争は、ニューディール期の社会改革を主導したとされるリベラル派内で社会改革や産業復興に対する評価に違いが存在していたことを論じつつも、「コーポリット・リベラル」派とワグナーらとの構想では、どのような共通点と相違点を持っていたのかという点について詳細に分析されてはいない。

こうしたニューディール・リベラリズム研究の一方で、経営史の分野においては、ニューディール支持勢力としてのリベラル派経営者についての研究が進められてきた。この分野では、ロバート・M・コリンズ (Robert M. Collins), キム・マッケイド (Kim McQuaid), サンフォード・M・ジャコビー (Stanford M. Jacoby) の研究が重要である⁷⁾。そこでは、保守派が主流を占めていたビジネス界の中で、ニューディール政策を支持し、ニューディール政権の政策決定過程に積極的にかかわってきたリベラル派経

⁵⁾Jill S. Quadagno, "Welfare Capitalism and the Social Security Act of 1935," *American Sociological Review*, Vol.49, 1984; Theda Skocpol & Edwin Amenta, "Did Capitalists Shape Social Security?" *American Sociological Review*, Vol.50, 1985; J. Craig Jenkins & Barbara Brents, "Social Protests, Hegemonic Competition, and Social Reform: A Political Struggle Interpretation of the American Welfare State," *American Sociological Review*, Vol.54, 1989; Edwin Amenta & Sunita Parikh, "Capitalists Did Not Want the Social Security Act: A Critique of the 'Capitalist Dominance' Thesis," *American Sociological Review*, Vol.56, 1991.

⁶⁾Quadagno, "Welfare Capitalism and the Social Security Act of 1935," p.644.

⁷⁾Robert M. Collins, "Positive Business Response to the New Deal: The Roots of the Committee for Economic Development, 1933-1942," *Business History Review*, Vol.52, 1978; *The Business Response to Keynes, 1929-1964*, Columbia University Press, 1981; Kim McQuaid, "An American Owenite: E. A. Filene," *American Journal of Economics and Sociology*, Vol.35, 1976; "The Business Advisory Council of the Department of Commerce, 1933-1961," Paul Uselding, ed., *Research in Economic History*, 1976, JAI press, 1976; "Henry S. Dennison and the 'Science' of Industrial Reform, 1900-1950," *American Journal of Economics and Sociology*, Vol.36, 1977; "Corporate Liberalism in the American Business Community, 1920-1940," *Business History Review*, Vol.52, 1978; Sanford M. Jacoby, *Modern Manors: Welfare Capitalism since the New Deal*, Princeton University Press, 1997 [『会社主義国制』北海道大学図書刊行会, 1999年]. 30年代のビジネス界の古典的研究としては、エリス・W・ホーリの研究があげられる。Ellis W. Hawley, "The New Deal and Business," John Braeman & Robert H. Bremner & David Brody, eds., *The New Deal: The National Level*, Ohio State University Press, 1975; *The New Deal and the Problem of Monopoly: A Study in Economic Ambivalence*, Princeton University Press, 1966.

営者たちの動向が詳しく論じられてきた。

これらの研究は、フランクリン・D・ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）政権とビッグ・ビジネスとの媒介としての役割を果たした商務省所属のビジネス諮問委員会（Business Advisory Council：BAC）や全国産業復興局（National Recovery Administration：NRA）内の産業諮問委員会（Industrial Advisory Board：IAB）、ニューディールに対する支持・不支持を揺れ動いた合衆国商業会議所（Chamber of Commerce of the United States：CCUS）といった多くのリベラル派経営者が集った代表的組織の動向を考察した。さらに、そうした諸組織に集った代表的な経営者たちの動向についても述べており、当時の実業界リベラル派の動向が明らかにされている。

しかし、こうした研究に対して残された二つの問題を指摘できる。第一の問題は、これらの研究では、リベラル派経営者たちがニューディールに対していかなる態度を取っていたかという点への関心が強く、経営者の動向に分析が集中しており、彼らの政策構想の分析は十分ではなかったことである。

政府の役割に関する実業界リベラル派内部の対抗関係への言及が全くないわけではなかった。ただそこでの分析は、国家の経済へのコントロールを永続的な制度とし介入によって現代資本主義の問題を解決することを重視した勢力と、積極的政府財政支出によって資本主義の制度そのものに手をつけることなく「経済を管理」することを重視した勢力との対抗関係、つまり「国家規制」か「積極財政政策」かという経済政策の対抗関係に着目するにとどまり、第二期ニューディールにおいて決定的に重要な位置を占めたワグナー法、社会保障法、公共事業政策といった社会改革に関するについての考察は少ない。さらに、こうした社会改革立法の立法者は産業復興への効果を明確に意図していたにもかかわらず

ず、そうした視角からの分析はなされていない⁸⁾。それゆえ、社会労働政策を包括的に分析し、リベラル派経営者の内部での政治志向の分岐とその背後にある政策構想の対抗を論じた研究はほとんど行われていないのである。これが第二の問題である。

本稿は、こうした現在の研究の到達点から、ニューディール期リベラル派の内部の対抗関係を意識しつつ、その社会改革にかかわる政策構想の特徴を、さしあたり産業復興構想を取り上げ、保守派の構想との対比の中で描き出すことを目的としたい。その際、リベラル派が産業復興と社会改革とをいかなる形で関連させて考えていたのかという点に留意して考察する⁹⁾。

以下、第1節でニューディール期リベラル派の構成について簡単にまとめた後、次の二つの論点を取り上げ考察する。第一は、大恐慌の原因と産業復興の方向性についての認識を巡る対抗である。不況の原因が何か、産業復興の方策としてどのような方向性があるのか、という論点について、購買力不足という問題に注目しつつ考察する。第二は、産業復興、購買力向上のための方策として、経済の国家介入に対する評価を巡る論点である。保守派とリベラル派との産業復興の方向性の違いは、復興に際して国家が果たすべき役割についての考え方が異なる。この国家の役割を、その背後にあるアメリカ社会・経済の構造的変化に対する認識に触れつつ論ずる。

⁸⁾ この点について1937年合衆国住宅法を素材にして以下の拙稿で詳しく論じている。中島 穰「ニューディールにおける1937年合衆国住宅法の歴史的位置——立法過程における議論を素材に」『歴史学研究』第773号、2003年3月。

⁹⁾ 本論文の目的は、第二期ニューディールの社会改革と経済復興とに関する構想を抽出していくことにあるため、本論で検討対象とする資料は、できる限り1930年代中葉の第二期ニューディールの社会改革に関連して論じられた文書を扱う。ただ、当時の論争で争点となっていることの意味や論者の意図をより鮮明にするために、検討対象としている時期の前後の資料を補足的に用いている。

2. 二つのニューディール・リベラル派

(1) 「労働リベラル派」

アメリカにおけるリベラリズムがその内容を根本的に転換させたのは、20世紀に入ってからであった。革新主義時代に、伝統的な自由と国家との伝統的理解が否定され、産業民主主義や貧困、経済的平等は全国的な解決が必要とされ、経済的自由に関する定義が大きく転換された。アメリカの産業構造の転換によって、富の分配が不平等化し、未権利状態に置かれ劣悪な労働条件と貧困な生活水準の下で働く大量の半熟練・不熟練労働者が出現するという状況にアメリカ社会は直面した。こうした問題を解決することを模索した20世紀アメリカのリベラリズムは、連邦政府の労働問題や社会保障問題への介入によって、問題の解決を図ろうとする立場へと変容していったのである¹⁰⁾。

第二期ニューディールの改革立法に対して、大統領のローズヴェルトが当初は積極的に成立に動いてはいなかったことは周知の通りである。ローズヴェルトは第一期の「諸階層の利害の調整」という中立的立場に依然としてこだわっていたのである。大統領自身の消極さを乗り越えて、議会内の討論でイニシアティブを取り、議会外での労働運動などへ支持を求めたり、ローズヴェルトへの働きかけも行い、立法化へ決定的役割を果たしたのが、リベラル派であった。その中でも、重要な位置を占めたのが、労働運動と密接な連携をもつ勢力であった。当時、AFLや他の産別組合などの組織労働は既に民主党・ローズヴェルト政権の重要な支持基盤となっていたが、民主党全体の意思決定を掌握するまでには至らなかった。そうした状況の中で、労働運動と自覚的に結合した「労働リベラル派」

とも呼べる勢力が20年代末葉の改革運動の中で大きな役割を果たし、民主党の政策立案を主導することとなった¹¹⁾。

こうしたリベラル派の中で、政治活動の面でも、思想面においても代表的な政治家として認識されていたのが、ニューヨーク選出の連邦上院議員のロバート・F・ワグナーであった。ワグナーは、26年以降の連邦上院議員としての政治活動の中で、さまざまな労働立法、失業補償立法などに積極的に取り組み、20年代の「繁栄の10年」の問題の克服と産業復興、社会改革とをつなげて構想していた。33年ローズヴェルト政権成立後には、NIRAの制定に作成グループの座長として関与し、NRAのもとで急増する労使紛争調停機関としてローズヴェルトが設置した全国労働委員会(National Labor Board: NLB)の委員長として労使紛争の調停に関わり、労働者側に有利な裁定を下してきた。また、社会保障法案や住宅法案など重要な社会立法の制定に際して、立法活動を行っていた団体が上院での法案提出のスポンサーをワグナーに求めたが、それは、彼らがワグナーの法案成立への手腕と影響力に期待したからであった。民主党内でもその発言力を高め、36年の大統領選挙、議会選挙向けの民主党政治綱領起草委員会(Committee on Platform and Resolution)

¹¹⁾ 民主党の支持基盤においては、1928年大統領選挙の段階で既に都市部の移民労働者の政治的支持を得るようになっていたが、社会経済政策に関して大きな変化が生じたのはローズヴェルトが候補となった32年の大統領選挙においてであった。齊藤真「アル・スミスと民主党の再編——都市化に伴う政治指導の変容——」齊藤真編『現代アメリカの内政と外交』東京大学出版会、1959年。ニューディール・リベラル派の構成については、さしあたりディヴィッド・プロトケの研究を参照。プロトケによれば、ニューディール期の「革新的リベラル派グループ」は、個人や小集団のつながりで発展したもので、明確に組織化されたものではないが、既存の政府機関や制度を超え、ローズヴェルト政権外部にまで広がる影響力を持つものであり、中核エリートと、ローズヴェルト政権、議会、政府機関に存在する革新的リベラル派(Progressive liberals)という二つの要素から成立しているとされる。Plotke, *Building a Democratic Political Order*, pp.108-117.

¹⁰⁾ リベラリズムの歴史的展開について、「自由」概念の変化という観点から、エリック・フォナーが簡潔にまとめている。Eric Foner, *The History of American Freedom*, W. W. Norton & Company, 1998, pp.161, 204.

の委員長を務めた¹²⁾。こうしてワグナーは、1930年代中葉には民主党の「現代化」＝「20世紀的現実」に合致した政策を推進する政党への転換に大きな役割を果たした有力なリベラル派政治家としての地位を築いていた¹³⁾。

本稿の目的との関係で重要な点は、こうした立法活動においてワグナーが積極的に労働運動を中心に院外のリベラル派の諸運動と議論を重ね、彼自身が包括的な政治構想を有するようになり、それが法案内容や議会討論などに反映されたことである。本稿は、ワグナーが包括的政治構想を有し実際の政治過程において中心的役割を果たしたことから、「労働リベラル派」の構想を彼に代表させて考察したい。

（2）実業界リベラル派

対して、実業界では、政府の社会への介入に対する頑強な反対、伝統的自由主義とでもいえるものに依拠した姿勢を示す保守派が強かった。ビジネス界の多数派を占める保守派は一貫してニューディールに反対していた。ビジネス界保守派を代表する組織が全国製造業者協会（National Association of Manufacturers：NAM）であり、各州、各地域における製造業者協会（Association of Manufacturers）であった。

1895年に創設されたNAMは当初中小企業の組織であったが、20年代までには急速に会員数を増やし、大企業も参加するCCUSと並ぶアメリカを代表する経済団体となった¹⁴⁾。35年時に

は、ジェネラル・フーズ社（General Foods Company）会長のコルビー・M・チェスター（Colby M. Chester）が会頭を務め、役員にはデュボン社（E. I. du Pont de Nemours & Company）、クライスラー社（Chrysler Corporation）、USラバー社（United States Rubber Company）、リパブリック・スチール社（Republic Steel Corporation）、ナショナル・スチール社（National Steel Company）などの大企業の役員が名を連ねていた。NAMは、1920年代から30年代にかけて、一貫して組織労働との対決姿勢を明確にし、全国産業復興法（the National Industrial Recovery Act：NIRA）に対して積極的な反対運動を展開しており、33年から41年までのニューディールの主要な38法案のうち31法案に反対したのであった¹⁵⁾。このようにNAMは反ニューディール派の中心的存在となっており、本稿の分析ではNAMの議論を取り上げる。

こうした保守派に対して、1910年代後半には、経営者の中に、労働スパイやスト破り、暴力による労働者支配ではなく、人事管理・労務管理の重要性を認識し、従業員への福利厚生、従業員代表制を軸にした労務管理を提唱する一群が現れた。そして1930年代初頭には、実業界において保守派と距離を置き、アメリカにおける産業構造の質的転換を踏まえた企業行動、労務管理のあり方を変更させる方向で産業復興を追求するという層が形成されてきていた。

そこには、ジェネラル・エレクトリック社（General Electric Company：GE）のジェラルド・スウォープ（Gerald Swope）とオーウェン・D・ヤング（Owen D. Young）、イーストマン・コダック社（Eastman Kodak Company）のマリオン・B・フォルサム（Marion B. Folsom）、マサチューセッツ州の製紙会社

¹²⁾The Democratic National Convention, *Official Report of the Proceedings of the Democratic National Convention*, National Democratic Committee, 1934, p.192.

¹³⁾J. Joseph Huthmacher, *Senator Robert Wagner and the Rise of Urban Liberalism*, Atheneum, 1968, p.118.

¹⁴⁾Richard S. Tedlow, "The National Association of Manufacturers and Public Relations during the New Deal," *Business History Review*, Vol.50, 1976, p.28 ; 小山久美子「全国製造業者連盟（NAM）に関する考察——ニューディール期の労働政策を中心に——」『経営史学』第31巻第3号、1996年10月。

¹⁵⁾Collins, *The Business Response to Keynes*, p.48.

のヘンリー・S・デニソン (Henry S. Dennison), リーズ&ノースラップ社 (the Leeds and Northrup Company of Philadelphia) のモリス・E・リーズ (Morris E. Leeds), スタンダード・オイル・ニュージャージー社 (Standard Oil Company, New Jersey) のウォルター・C・ティエグル (Walter C. Teagle), ボストンの織物・衣料会社ウィリアム・フィリー・サンズ社 (the William Filene's Sons Company) のエドワード・A・フィリー (Edward A. Filene) とA・リンカーン・フィリー (A. Lincoln Filene) といった当時の有力経営者が名を連ねていた。彼らは、実業界内部では少数派であったが, BAC, IABなどに集まりローズヴェルト政権の政策決定に深く関与していた人物が多く, 実業界においてローズヴェルト政権を支える集団となっていた。それは, 単にリベラルな志向を持った使用者個人が存在するというのではなく, 「実業界リベラル派」としての一定のまとまりをもった勢力と捉えることができる¹⁶⁾。その象徴的出来事が, 1931年の全国電機産業協会 (National Electrical Manufacturers Association) 年次大会でのスウォープ・プランの提示¹⁷⁾と, CCUSがもともと密接な関係を作っ

ていたフーヴァー政権に対して距離を置き始め, 独自の産業復興の構想を模索し始めたことであろう。

ただ彼らは保守派のようにまとまった勢力として明確に組織化されていたわけではなかったため, 本稿では, 経済復興問題に関する包括的な議論を展開していたエドワード・A・フィリー (以下, フィリーとは彼のことを指す) の構想を中心に検討する。彼は, 20世紀初頭から革新的経営を提唱し, 自社で労使協議会や従業員福利制度を導入したりベラルな経営者の先駆的存在であった。また, 世界産業労働者組合 (Industrial Workers of the World: IWW) の争議の調停においてアドバイザー的役割を果たし, CCUSの結成, リベラル派企業家の調査機関であった20世紀基金 (Twenty Century Fund) や失業保険・健康保険プランの提案をしてきた社会政策の専門家集団であったアメリカ労働法協会 (American Association for Labor Legislation: AALL) の創設に携わり, 1935年時点ではマサチューセッツ州の復興委員会 (Massachusetts State Recovery Board) の議長も務めており, 実業界のリベラル派として積極的な社会活動を行っていた。

彼は民主党支持のビジネスマンとして政治活動にも積極的であった。ニューディール以前に唯一存在していたウィスコンシン州の失業保険策定をヘンリー・デニソンとともに支援し¹⁸⁾, 1936年にCCUSと袂を分かつまでCCUS内外で積極的に講演を行い, 自らのビジネス観, ビジネス・政府間関係に対する考え, 産業復興構想を提示していた。そうした意味で実業界リベラル派のスポークスマンの存在であり, かつ思想的にも体系的な構想を抱いていたのである。本

¹⁶⁾ Collins, *The Business Response to Keynes*, p.27; 紀平『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』, 153-161頁。ニューディールに対するビジネス界の対立の背景にいかなる産業的基盤があるのか, という点に関する考察もなされてきた。本稿の課題を超えるため, 現時点で提示されている4つの説を列挙するにとどめる。①「ビッグ・ビジネス」対「スモール・ビジネス」, ②「国際プロダクト・サイクル」論 (「新興産業」対「古い産業」), ③「消費市場に依拠する産業」対「生産市場に依拠する産業」, ④「政治センターとしての銀行グループ」論 (「小売業・消費財産業・輸出指向型産業を主たる投資先とするモルガン銀行・メロン銀行・デュポングループ」対「国内市場志向型・労働集約的産業を主たる投資先とするロックフェラー・『アワー・クラウド』(“Our Crowd”) 銀行グループ」)。Jenkins *et al.*, “Social Protest, Hegemonic Competition, and Social Reform,” pp.891-909.

¹⁷⁾ スウォープ・プランは, 製造業・商業関係の企業の業種別の業界団体への組織化 (特定規模の産業の指導性を明確に意識した産業組織プラン) と, 産業組織の社会的な公益の枠内での行動を実現するための各組織への連邦機関による監督機能の制度化 (連邦取引委員会など) を提案するものであった。

¹⁸⁾ McQuaid, “An American Owenite: E. A. Filene”; Robert M. Collins, *The Business Response to Keynes, 1929-1964*, New York: Columbia University Press, 1981, pp.50-52; Jill Quadagno, “Welfare Capitalism and the Social Security Act of 1935,” pp.575-578.

稿ではかかる理由から、実業界ビジネス派の構想の分析に際して、フィリーンの議論を検討素材として取り上げる。

またフィリーン以外には、ヘンリー・I・ハリマンの議論にも触れておきたい。ハリマンは、ボストンのニュー・イングランド電力会社（New England Power Company）におり、35年に退任するまで、CCUS会頭を務めていた。しかし、フィリーンと同様、自らのローズヴェルト支持という政治的立場と商業会議所の立場とが齟齬をきたしたために、退任させられたのであった。

3. 大恐慌の原因と産業復興の方策に関する対抗 (1)「労働リベラル派」の産業復興構想

1930年代中葉になっても大恐慌の痛手から依然として脱することができていないアメリカが取り組むべき第一の課題は産業復興であるとの認識は、リベラル派、保守派を問わず、共通の認識であった。そこでまず、簡単に労働リベラル派の産業復興の方策について、ワグナーの構想を軸にまとめておきたい。

当時ワグナーが最も懸念していた課題は国内の貧富の格差問題であった。ワグナーは、大恐慌以来、失業者が激増し、生活の糧を失った彼らの生活水準は、悲劇的に低いものとなり、悲惨な生活を余儀なくされていると指摘する。

ワグナーは、1935年の経済保障法案（the Economic Security Bill : S. 1130）に関する公聴会証言において、底辺層の民衆の生活は非常に劣悪なものとなっており、貧富の格差が広がっていることを、当時発表された調査を用いて指摘する。1929年の時点で、全国民の半数以上の世帯における平均年収が2,000ドルという最低限の生活が保障される水準以下であり、全世界の2割が年収1,000ドルという「救いようのない程ひどい貧困にあえいでいた」一方で、アメリカ国内の20%の世帯が、国内全体の貯蓄

の98%を占めていたのである¹⁹⁾。

大恐慌の下で、平均的な労働者たちは心と体に飢えや失業という「屈辱的な烙印」を押され、勤労意欲を打ち砕かれた。失業者たちは「飢えと寒さに襲われ、貯蓄は底を尽き、子供は窮乏から病気に」なった²⁰⁾。最低限の生活を送るにも事欠くような所得しかない国民は、当然のことながら貯蓄をできるような状態ではなく、自らの収入・蓄えで「生活に最も必要なもの」を購入することも、十分にできなかったのである。

ワグナーは、こうした国民の貧困が購買力の低下という形で経済全体に悪影響を及ぼすことを指摘する。貧富の格差の拡大、失業者の増大は、国民の購買力が低下している状況であり、それは「内部からは逃れることが困難な悪循環」を形成するものである。労働者は失業することによって、その購買力を失う。それにより需要が減退し、生産物が過剰となり、生産が縮小され、さらなる失業者の増大へ行き着くのである。逆に「仕事が保障され、一定水準の所得が安定している労働者は、正反対の影響をもたらす」。彼らが消費することで、「1,000もの産業で、生産開始のスイッチが押される」のである²¹⁾。労働者の圧倒的多数が賃労働者となった状況では、彼らは、賃金以外に収入がないため、失業すると生活の糧を失ってしまう。それゆえ、失業者は仕事を得るために、いかなる賃金の雇用でも喜んで受け入れる傾向を持っており、仕事を得るための不正な賃下げ競争が生じる。このように労働者は、いつ失業するか、という不安と

¹⁹⁾ U. S. Congress, Senate, Committee on Finance, *Economic Security Act: Hearings on S. 1130*, USGPO, 1935, pp.5-6; Robert F. Wagner, "From Drift to Mastery," *Vital Speeches of the Day*, Vol.1, No.8, January 14, 1935, p.247.

²⁰⁾ Keynote Speech delivered at Democratic State Convention, 26 September 1934, box 404, folder 18, Robert F. Wagner Papers, Georgetown University, Washington, D.C.

²¹⁾ *Congressional Record*, vol.71, 21 November 1929, p.5936.

同時に、常に賃金を引き下げられる危険にさらされているのである²²⁾。

こうした問題意識からワグナーは、産業復興の道筋を、国民の大部分の消費を維持・拡大し、圧倒的多数のビジネス活動が安定的に生産できるよう調整すること、消費需要の大部分を占める賃金労働者の需要(購買力)へと産業の収益が大きく分配されることに見出す²³⁾。

(2) 実業界保守派の復興構想

ワグナーが購買力の分配による産業復興という道筋を追求する際に、最も大きな障害となったのが、NAMなどの保守派によるかかる政府の社会への介入に対する頑強な反対であった。ビジネス界保守派がリベラル派の復興論を如何に批判していたかを、34年のNAM年次大会の『綱領と決議』*Platform and Resolutions*に見てゆきたい²⁴⁾。

『綱領と決議』は、アメリカにおける「復興への道」を解決すべき第一義的課題として掲げる。しかし当然のことながら、その内容はリベラル派とは大きく異なる。『綱領と決議』は冒頭で、「復興と再雇用は改革に従属するものではない」く、現在の「改革プログラムは、方法が間違っており、ビジネスの常態への回復の動きを妨げている」と述べている。復興の主たる役割は、政府ではなく、ビジネスが担うべきである。投資の再開を妨げている障害物を取り除き、

ビジネスの自信を回復させることこそが「再雇用を伴ったプログラムへ」なのである²⁵⁾。

アメリカの歴史を見れば、例外的時期はあるにせよ、アメリカ労働者の実質賃金や、彼らの所得の国民所得に占める割合は一貫して増大してきたのである。実際、他国に比べてもアメリカの商品の購買・消費量は高い。アメリカはこの実質賃金の増大を労働生産性の向上によって実現してきたと論じる。「労働者一人当りの生産性の増大やユニットコストの削減は、価格の低下、売上の増大、量の増大、雇用の増大、賃金の向上にとって鍵である。アメリカ労働者の賃金が世界一となったのは、かかる方策によるものであった」²⁶⁾。現在のアメリカの繁栄の土台を築いたのは、〈労働生産性拡大→価格の低下・実質賃金向上→購買力向上→生産と消費の拡大→生活水準向上〉という経路であった。それゆえ、労働者一人当たりの生産性向上にこそ豊かさへと通ずる真の道がある。しかし、現状では復興の基本的性格を理解していない連中が政権を握り、この経路を無視して、経済システムをいじくり回すことで、豊かさを実現できると誤解した政策が実施されている、と『綱領と決議』は批判する²⁷⁾。

『綱領と決議』は、その誤った政策の典型として、労働者への購買力付与を目的とした賃金水準向上の試みをあげ、それらは貨幣賃金と実質賃金との違いを混同している主張する。現在の政策では、「特定のグループ〔賃金労働者——中島〕の貨幣賃金の水準を恣意的に高くすること」が意識されている。しかし、それはコストや価格も増大させることになる。ゆえに、労働者の実質賃金や購買力は増大しない。購買力が抑えられるために、労働生産物の需要が減退し、結局は雇用も安定せず、労働者の所得や

²²⁾ Robert F. Wagner, "Sound Policy to Break the Bread Lines," *The Independent*, Vol.120, No.4063, 14 April 1928, p.354.

²³⁾ *Congressional Record*, vol.71, p.5936.したがって彼にとって、下層を引き上げることは、単なる人道的観点から必要なだけではなかった。20世紀アメリカにおいて、「下層にいる人を引き上げること」は、経済問題であり、「この世代に残った経済的理想」なのである。*Congressional Record*, Vol.72, 22 January 1930, pp.2100-2101.

²⁴⁾ Congress of American Industry and National Association of Manufacturers, *Platform and Resolutions*, NAM of the United States of America, 1934.

²⁵⁾ *Platform and Resolutions*, pp.5-6.

²⁶⁾ *Platform and Resolutions*, pp.40-41.

²⁷⁾ *Platform and Resolutions*, pp.23-25, 59-62.

購買力の低減につながるのである。貨幣賃金を増大させることで購買力の向上を実現することができるという現在流行っている議論は、賃金増大に伴うコスト増、価格増をまったく勘案していないために、根本的に誤っているのである。

したがって『綱領と決議』が提示する実質賃金増大を伴った産業復興とは、ビジネスの投資活動が回復することであり、その実現のためにはビジネスの活動を阻害する障害物を取り除くことが何よりも先に必要なことであった²⁸⁾。

（3）実業界リベラル派の復興構想

実業界リベラル派はこうした保守派とは別の観点から、国民の大衆的購買力向上を産業復興の要として位置づける立場をとる。

彼らは、アメリカ経済は1920年代には労働生産性・実質賃金の上昇を実現したにもかかわらず大恐慌に陥った原因について、繁栄の20年代に過剰生産・過少消費という生産と消費のバランスが崩れたことから説明する。

フィリーンは、繁栄の20年代に多くの富裕層が出現した一方で、「何百万という大衆はその過程で踏みつけられ、自らの購買力を失い、生産機構は自身の生産物でふさがれ、失業が伝染病のように広がり、豊かさの只中で飢える世界」となってしまったと論じた。機械化時代は発明の時代であり、生産能力の持続的な増大の時代であるため、その政府の原則は、適度な消費を提供しなければならないのである²⁹⁾。つまり産業の利益が、労働者も含め国民に公平に分配されていないために、この間、向上してきた生産力によって生産される商品が、国民に消費され得ない。故に、生産と消費のバランスが崩れ、過剰生産、過少消費になっていたというのであ

る。

こうした実業界リベラル派の批判は、前述した保守派の主張する〈労働生産性拡大→価格の低下・実質賃金向上→購買力向上→生産と消費の拡大→生活水準向上〉のサイクルが破綻したからこそ、大恐慌に陥ったというものであった。技術革新や、企業合同による生産規模の巨大化・独占化によって、労働生産性が劇的に増大した。大衆は、価格低下が生じたとしても、生産能力に追いついた消費を行うことができるほどの購買力は有していない。そのため、生産と消費のバランスが崩れたのである³⁰⁾。

そしてフィリーンは、この生産と消費のバランスが崩れたために生じた不況の根本的な原因が国民の購買力不足にあることを強調する。

彼は、国民の購買力の減退が消費の減退を招くことを外套販売の例を挙げて強く訴える。「なぜ外套ビジネスは、気候がこんなに寒いにもかかわらず、衰退しているのか」。それは、既に大衆が外套を所有しており市場が飽和しているからではない。大衆が「仕事にありつけず」、外套を買うための「代金を持っていない」からである³¹⁾。ビジネスの復興を実現させるには、国民の消費が増えなければならない。しかし、国民は外套や石炭といった生活必需品でさえ金がないために買うことを躊躇しているのである。需要が落ち込みビジネスの停滞が続くとしても、国民は消費を控えるしかない。このような状況

³⁰⁾ 1920年代末から30年代前半にかけての被雇用者の実質賃金は、名目賃金と異なりほとんど下がっていなかったが、失業者も分母に加えて算定された実質年収では、ピークの29年の793ドルから33年の526ドルへと低下していた。実業界リベラル派が問題にしているのは、仕事に就いている者だけの実質賃金ではなく、大量の失業者を生み出す経済の現状なのであった。U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, USGPO, 1975, p.164.

³¹⁾ Edward A. Filene, "Business and the Wage Problem," *Vital Speeches of the Day*, Vol.1, No.10, 11 February 1935, pp.314-316.

²⁸⁾ *Platform and Resolutions*, p.54.

²⁹⁾ Edward A. Filene, "The New Relations between Business and Government," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.172, March 1934, pp.38-42.

におかれれば、人は誰しも、同じ行動をとるであらう。

であるならば、国民が生活に必要な商品を購入するよう促し、ビジネスの復興につなげるためには、彼らに金を与えるしか道はない。それは単に、通貨を大量に発行すれば良いという問題ではない。彼らに、産業が生産した商品を購入するのに十分な現金 (real money) が回る手立てを立てなければならないのである。フィリーンは具体的な水準については、明言しないが、現状の賃金水準が、現在の生産能力に見合った消費を行うことができるようなレベルに達していないことを強調する。ビジネスが労働者を雇用する際も、賃金労働者が「商品を買ひ、雇用を生み出し、皆に繁栄をもたらすのに十分な」購買力を得られるような条件で、つまり高賃金で雇うことをしないかぎり「産業復興のチャンスは全くない」のである。

そしてさらに大きな問題は、この購買力不足による不況の悪循環からは、ビジネスの行動論理からだけでは抜け出せないという点にあった。

フィリーンは、ビジネスは競争で生き残らざるを得ず、市場を収縮させるとしても労働者の賃金削減という圧力に抗うことはできないため、ビジネス活動も不況期には、需要を縮減させる悪循環に陥ると指摘する。

不況の下で赤字に陥った経営者は、コストを切りつめなければならない、賃下げをすることになるが、それは「不可避免的に」「競争相手が同じように賃下げを行う」ことにつながり、ひいては、「必然的に、あらゆる産業の全従業員が購買可能な量は、現在よりも減少してゆく」。これは我々にとって、「致命的な一撃」となる。なぜならば、この賃金カットによる購買力の減少によって、「買おうと思っていた外套を買うのをあきらめるアメリカ市民が無数に現れ」、経営者たちは「もう一度賃金を切り下げること、われわれに更なる打撃を与えざるを得な

くなるからである³²⁾。

ビジネスは、常に競争にさらされており、市場で勝ち残ることが求められている。彼らは不況期には、勢い賃金を切り下げること、競争に勝ち残ろうとする。この賃金切り下げは、1社だけでは当然収まらない。ある産業である会社が切り下げれば、当然、競争相手も同様に切り下げてくる。すると、全体の賃金水準が下がってくるのである。これは結局、労働者の購買力全体を縮減させることになる。かくして、ビジネスの行動原理だけに頼っていては、この悪循環から抜け出すことはできないのである。

こうしたフィリーンの議論は、保守派の主張する投資促進政策では、企業のこうした賃金切り下げ競争をとめることはできないと批判し、不況の悪循環を突破するには需要そのものを公的関与でもって拡大するしか道はない、と論ずるものであった。かくして、実業界リベラル派は、賃金上昇による購買力向上と、ビジネス活動を規制する産業規約にこそ、経済復興の展望を見出す。

以上、本節で見てきたように、労働の機会と一定の賃金水準、さらには失業時の最低限の所得を保障することにこそ、政府の権限と財政を用いるという認識は、後述するように当時のリベラル派の構想の中で共通のものであった。

4. 国家介入への期待

(1) 「労働リベラル派」の国家介入構想

前節で述べてきたような購買力向上が産業復興に不可欠という観点から、リベラル派は経済への政府介入を求めた。まず、当時のリベラル派が有していた国民の購買力向上のために政府が果たすべき役割に関する構想について、ワグナーの議論からまとめておきたい。

ワグナーは、好況期に利潤を労働時間の短縮

³²⁾Filene, "Business and the Wage Problem," p.316.

などの形で労働者側に分配することに失敗したことを指摘し、そうした労働者側の立場が弱かった背景には、労使関係において圧倒的に労働者側の交渉力が脆弱なままであったと論ずる。それは30年代中葉においても解決されていないとされる。そこでワグナーは、「経営と労働との間での賢明な富の分配を保障し、購買力の十分な流れを維持し、不況の再発を防ぐこと」こそが復興プログラムには必要であり、そのためには、「同業者団体として結束することが認められている」使用者側と対等な交渉力を「組織化」によって労働者側にも付与することが必要であると1934年3月の連邦上院議会における労働争議法案（Labor Disputes Bill of 1934：S. 2926）の趣旨説明において論じたのである³³⁾。

さらにワグナーは、労使の対等な交渉力を前提に、労働者がみずばらしくない生活を保障できるような賃金水準を確保することで、労使間の富の分配を平等化することを目指していた。ワグナーは単に団体交渉が実施されることだけでなく、賃金水準の維持・向上、最低賃金の保障が必要であると論じたのである³⁴⁾。

その一方で、ワグナーは、連邦政府による公的救済事業や雇用創出政策の先に、間接的に購買力を国民に分配するという筋での民間ビジネスの復興も展望する。そして、雇用創出政策には、「新規雇用機会の直接的な創出」と「間接的に購買力を分配することでの民間事業の促進」という「二重の目的」「二重の価値」があると続ける。「公的援助は単に、民間企業が民衆を救い出すことができるようになるまで、民衆が沈まないようにしておくための救命具に過ぎ」ず、公的な雇用創出政策の政策意図は、「少数

のものに投機的利益をもたらし、多数を破産させるような、好不況が交互にくる事態ではなくむしろ、全てのビジネスへ公正で着実な利益を与えること」なのである³⁵⁾。ここにこそ、好不況の循環が生ずる経済構造ではなく、賃労働者向けの安定した需要に依拠した利益をビジネスに保証する構造へと導く鍵がある。

このようにワグナーは、産業復興を富の分配の平等化、つまり労働者への購買力付与によって達成することを構想し、労働争議法案の成立による労使関係の安定化、全国的な失業保険制度の確立、継続的な公共建設という三つの方策を提示した。

労働争議法案は、特定の労働者組織への加盟を労働者に強要するようなものではなく、労使関係を「もっとも平穩で賞賛に値するものに」変えていくものであり、この労使関係は、ヨーロッパ諸国で当然の民主主義的制度の一つとして定着している性格のものである。全国規模の失業保険の原則については、長年「真の団体交渉と同様に広く吟味されてきたもので」あった。好況期に準備金として積み立てられてきた失業手当は、不況期にも購買力の源泉として役立ち、産業に対してコスト増大につながる失業者を増やす行為を控えさせ、「産業経営により継続性を持たせることにつながる」ものである。財政支出による公共建設という手段は、NIRAの下で大規模な雇用プログラムとして取り組まれてきたが、こうした公共事業は緊急的政策として理解されがちである。しかし、そうした認識では政府が「経済的機能としての経済的健全さ」を発揮するには不十分であるため、公共事業は継続・拡大されるべきである。

彼はこれらの政策を「民間産業の継続性を促進するための失業保険、最大限努力しても生じ

³³⁾National Labor Relations Board, comp., *The Legislative History of the National Labor Relations Act, 1935*, USGPO, 1947, pp.15-17.

³⁴⁾Robert F. Wagner, "The Problem of Problems: Work for All," *New York Times Magazine*, Section 7, 16 February 1936, p.2.

³⁵⁾Keynote Speech, box 404, folder 18, Robert F. Wagner Papers.

る不況に対応した公共事業、そして平和的労使関係を確保し無事にかつ公平に収入を分配する唯一の方策としての真の団体交渉の十全な保護」と評価し、それらが「三重のプログラム(a triple program)」として有機的に連関して復興を実現するものであると論じた³⁶⁾。

(2) 実業界保守派の期待する政府の役割

こうしたワグナーの国家介入構想とまったく異なる方向で考えたのが、NAMであった。

前述のようにNAMは、〈労働生産性拡大→価格の低下・実質賃金向上→購買力向上→生産と消費の拡大→生活水準向上〉という方向に沿って、アメリカの生産量全体を増やすことを求めている。自主性、発明の実用化、技術の改善、大量生産、管理の効率化、労働者の熟練などがこれまでのアメリカの繁栄を支え、高い生活水準を実現してきたのであり、民間投資のインセンティブの障害物を除去することが真の復興の鍵であり、政府の誤った政策はそれを妨害している。それゆえ、政府や立法の役割もこうした要素を阻害しないものでなければならなかった³⁷⁾。

このようにNAMは、政府は産業復興におい

ては主たる役割を果たす位置にはないとの認識を持っていたため、現在の政府機能の拡充という改革には批判的であり、現状の連邦・州、立法・行政・司法といった権力間関係は維持されるべきとしていた³⁸⁾。そして、均衡財政、信用回復、民間企業の資金を第一の資源とした好況企業における再雇用という「社会保障」、労使の協力による生産向上といった方策を想定していた。

具体的には、政府による産業活動への監督権限の強化・計画化と財政支出について批判を加える。まず、政府による監督権限の強化・計画化については次のように論ずる。近年の重要な立法や、ビジネスと農業に対する広範な権限を持つ行政機関の設立には、無計画かつでたらめな経済は統一された計画に置き換えられることが必要であるというコンセプトが含まれている。民間企業と自由競争はもはや公的利益にとっては無益となり、ビジネスと農業が自由な状態では、過剰生産と労働者・所有者・民衆に害をもたらすような競争によって生産能力の過剰な拡大がもたらされるために、全国的に経済の計画化が必要と論じられ、詳細な計画が作成されるのである。

しかし、こうした計画化とは、「生産に携わる全ての者の個人的活動を規制することを意味しており、そうなれば必然的に、生産が消費量によって決定されなければならないように、消費者によって用いられる商品選択や消費量も規制されなければならないということになる」。これは国民生活の完全なる統制を意味しているのである。となると、このような計画化を実現するためには、統制は強制なしには実現不可能となってくるのである。つまり、計画化とは独裁政治の下で企てられるものであって、民主主義の下では決して成功し得ない。民主主義の本

³⁶⁾Robert F. Wagner, "Can We Stabilize Recovery?," *New York Herald Tribune*, Section 8, 15 April 1934, pp.4, 22.

³⁷⁾*Platform and Resolutions*, p.16. NAMも前述のように雇用確保・実質賃金＝購買力向上に基づいた生産総量の拡大が重要とは述べている。しかし、そこには購買力を、経済的に下層の国民にまで広く分配することで、実現しようとするような具体的な展望はない。技術革新による生活コスト低廉化の帰結としての、購買力の向上という点だけを考えており、市場の対象としては、経済的に困窮している国民までは具体的には想定されていない。「産業自身にとっての利益とは、高給で教育水準が高く敏捷な何百万もの勤労者 (millions of well paid, well educated, alert workers) の中で市場を維持・拡大すること」であり、これがもっとも「繁栄と安定を達成する」のに適した方法なのである。このように『綱領と決議』は、市場としての期待できる層は国民の中の上層部分に限られている、とも読み取れる表現をする。つまり、産業が市場を拡大する際に念頭に置く労働者の層は「高給で教育水準が高く敏捷な何百万もの勤労者」という上層部分であった。この点は、NAMらビジネス界保守派と、ビジネス界リベラル派との差異を考える上で重要なポイントであると思われる。*Platform and Resolutions*, p.6.

³⁸⁾*Platform and Resolutions*, p.7.

質は選択の自由、変化の自由である。それゆえ計画化は、世論の変化の風を受け付けられない高度に中央集権化された機関によって行われなければならない。アメリカにおける全国的な経済コントロールの導入は、個人の自由を破壊し、アメリカを集団主義的社会へと組織化していくのである³⁹⁾。

また、財政支出による購買力創出、需要拡大に対して、『綱領と決議』は相当の分量を割いて反駁を加えている。まず問題にしているのが、財政支出の現状の規模が、現代アメリカの経済規模に比べてあまりにも小さすぎることであった。それゆえ、「政府支出では、民間支出の沈滞を埋め合わせる」ことができず、経済復興に対しては、ほとんど役立たないと言う⁴⁰⁾。

『綱領と決議』は続いて、財政支出を拡大して進められる公共事業とその帰結である財政赤字とによって、資本投資・再雇用が妨げられると論ずる。

現在、「呼び水」（“Pump Priming”）理論に基づいた財政支出拡大が推し進められているが、これは政府の借入れによって広範に資金を分配し、生産の復興を促す。それによって民間ビジネスが通常の操業を再開し、政府の負担が削減されるというものである。しかし、「呼び水」理論は「いかなる国のいかなる時代でも成功したことがない」。この理論は、不況において、消費財の消費は資本財の消費に比べてほんの僅かにしか落ち込んでいないことを無視している。現在の不況下では資本財への支出が大変落ち込んでおり、失業の約50%は資本財産業、耐久消費財産業におけるものであった。もしこれらの産業で仕事があれば、他の失業者達も需要を見出せるであろう。

つまり、個々人の消費力を向上させる目的で

の連邦政府の公的資金の支出は、それほど支出が落ち込んでいない消費財産業に対する効果は期待できても、重工業・資本産業・耐久消費財産業に対する効果は何ら期待できない。財政支出によって人為的に肥大化された消費力の維持・拡大するために必要な、雇用が資本財産業や耐久消費財産業にないのである。したがって、依然として資本財・耐久消費財産業の生産活動が回復しない状況で、人工的に消費を作り出してきた政府支出が止まれば、消費が減退し、デフレが生じるのである。

さらに、現在計画されている公共事業プログラムは、民間経済との齟齬を来す性格を持っている。というのも、公共事業建設プログラムに支払われる賃金水準が民間雇用にとっては非経済的な水準となる傾向があり、公的資金の投下されるプロジェクトの大半が非生産的なものであり、競争力のある民間資本を破壊する傾向も有しているからである。

つまり、公共事業への財政支出は、民間経済の衰退を補正する規模には遠く達せず、逆に民間企業の活動を阻害する性格を持つ。それゆえ、公的信用、民間信用を不安定にする財政赤字の拡大は復興を妨げるものとなる。公的信用も民間信用も合衆国政府の信用に基礎が置かれており、雇用・再雇用は民間信用にかかっている。そして、連邦政府の信用は国家の通貨の健全性に依拠している。故に、財政赤字の拡大は連邦政府の信用を掘り崩すものとなるのである。連邦予算の均衡性が早急に実現されなければ、最終的な税負担や公的信用・民間信用の最終的な安定性に対する不安から復興へのいかなる進歩も妨げられるであろう。

今、政府が行わなければならない行動は、歳出を削減することによって「通常予算といわれる緊急予算とあわせた予算支出を歳入と均衡させる方向に向かうことである」。均衡予算こそが、不況に対する攻勢的な取り組みである。均

³⁹⁾ Platform and Resolutions, pp.26-29.

⁴⁰⁾ Platform and Resolutions, p.55.

衡予算は信頼と安心を創出する。このような政策によって、産業活動は活発化され、耐久消費財産業も他の方策に比べて促進される。かくして、もっとも必要な分野に雇用が創出され、結果的に生産に根拠を置いた個々人の消費力の増大につながるのである⁴¹⁾。

(3) 実業界リベラル派の保守派への批判

保守派のこうした均衡予算による民間投資促進への効果に期待する姿勢に対しては、実業界リベラル派は、購買力の向上とビジネスへの一定の規制という真の改善策を実行するのを妨げているものとして批判する。ここでは二つの論点についてまとめたい。

第一の論点は、既存のビジネスの行動の傾向についてである。前述のように、不況に陥ると会社は賃金を切り下げることにより乗り切ろうとする傾向がある。それが結局は、購買力を抑えることになるのである。わが国の実業界の盟主とも言える「巨大企業でさえ、今からすると、ビジネスによって打ち立てられてきた現実の新たな関係がなんであったかを知らなかったように思われる」。生産が急速に増大し、新たな市場が必要になったにもかかわらず、巨大企業は「賃金をできる限り低く抑え、それゆえ彼らの購買力を最低限度に抑えてきたのである」⁴²⁾。

第二の論点は、新たな現実に対処する際の政府の役割についての彼らの態度である。アメリカ人には、元来、社会主義とともに、「ビジネス、産業、雇用の問題へのあらゆる社会的アプローチ」(傍点は原文イタリック)に反対し、「富と名声と権力への個人的野心を燃やす」個人的アプローチにこだわる気性があった⁴³⁾。個

人の実力で金持ちや有力者になることが優先されてきた。同様に、産業への政府関与を強く否定する傾向も存在した。労働時間規制についても、現実の政府の法令はなんら影響力を持たず、「見えない政府」によって行われており、「見えない政府の法令によって、労働者は12時間働くべきであると」されたのである⁴⁴⁾。

このように保守派は、対労働者問題においても、対政府問題においても、荒涼とした個人主義の古びたドグマに固執している。彼らのこうした対応によって、相当数の失業者が常に存在する状況が作り出された。大量の失業者の存在が常態化することは、もともと労働力の市場価格を引き下げるといふ影響を持っていたのであるが、さらに、ビジネスは賃金引下げで対応しようとしたために、不況と失業問題をよりいっそう悪化させたのである。こうして非常に高い生産力を持ちつつも、国民の中には貧困が蔓延する状況にわが国は陥ってしまった。もちろん、伝統的個人主義的アプローチは、個人的な富の争いであって、結局、敗者に購買力を付与するような効果はないために、不況の打開策にはならないのである⁴⁵⁾。

さらにフィレンは1935年2月11日のスピーチでビジネス界がこうした購買力を切り下げるような行動に固執していることを批判して、「この不況は、厳密には我々の責任で」あり、「古色蒼然とした賃金の伝統にとらわれず、この新たな機械時代の事実にしたがって、我が商業会議所や使用者団体でこの賃金問題を解決するための組織化をしなければならない」とまで訴えていた。

⁴¹⁾ *Platform and Resolutions*, pp.31-34.

⁴²⁾ Filene, "The New Relations between Business and Government," p.40.

⁴³⁾ Edward A. Filene, "The Contribution of Our Secondary Schools to Better Business and Industrial Conditions," *Vital Speeches of the Day*, Vol.2, No.2, 21 October 1935, p.46.

⁴⁴⁾ Filene, "The New Relations between Business and Government," pp.40-41.

⁴⁵⁾ Filene, "The Contribution of Our Secondary Schools," p.49.

（４）大量生産・大量消費の時代へ

実業界リベラル派が、購買力向上とその実現のためのビジネスの公的規制の必要性を説くとき、その背後には、アメリカの経済構造がこれまでのものとは異なり、歴史的に新たな大衆の購買力向上に依拠した現在の経済構造へと変容し、新たな時代に突入したという時代認識があった。

フィリーンは、「真に新しいビジネス・政府間関係を見出そうとするのなら、客観的な変化と主観的な変化を明確に区別する必要」があり、客観的な変化はすでに始まっていることを認識し、そうした客観的な変化を踏まえた対応が必要であると訴える。

「現代のアメリカ人」の多くは、「自分の家族を養うために、普通は仕事を必要」としており、仕事上のイニシアティブも自分自身では持っていなかった。労働者個人のイニシアティブで始められることといったら、ほとんど独立という実態をもっていないか、取引の少ない独立ビジネスであったり、道端で鉛筆を売ることであったり、メイドとして他人の家で雑用することくらいである。しかし、このような仕事では家族を養うことはできない。そして、これらの生活上の問題を以前のように土地に定住することで解決することもできない。

こうした変化は、アメリカ社会が農業文明からビジネス文明（business civilization）へと変化し、農民も含めて全ての人が、通商の制度に依存するようになったということである。以前と同じように個々人のイニシアティブは存在する。しかし、経済的効率性に関する限り、個々人のイニシアティブは、大量生産・分配のメカニズムに従属するものとなっていたのである⁴⁶⁾。

ビジネス文明の時代になると、われわれは生

産・分配機構が継続的に機能することに全面的に生活を依存するようになる。すると、必要なものを供給するためには、買わなくてはならない。買うためには、——生産物やサービス、労働力——といったものをそれぞれが売らなければならない。それゆえ、この時代に生活するためには、我々全員が金を持たなくてはならなくなる⁴⁷⁾。

当然、時代の変化に対応した責任をビジネスが負うように求める圧力は、通商の拡大や大量生産の発展によって以前から強まっていた。しかし、われわれビジネスが、この大きな時代の変化を踏まえられなかったため、各人が、古い秩序におけるのと同様の方法で、この「新たな秩序において裕福になろうと」していた⁴⁸⁾。というのも、こうした新たな時代とは、いかなるオーソリティも存在しないまったく新たな時代であったからである。それは、人類が「大量に生産する方法を発見したため、人類史上はじめて、大衆が豊かな生活をできない限り、ビジネスは繁栄し得ないという時代」であった。現在進行している変化は革命的なものであり、われわれは、「我々の古い言葉に新たな意味を盛り込み、あらん限りの能力を尽くして我々の言葉を理解させよう」と試みなければならないのである⁴⁹⁾。

フィリーンが強調する時代の転換という認識は、30年代初頭から、リベラルな経営者の中では、ある程度浸透してきたものであった。ハリマンも、32年の段階で同様の認識を示している。ハリマンは、「過去1世紀の比較的単純な生活において正当化されてきた活動の自由」は、「管理の要素も認識されなければならない国民

⁴⁷⁾ Filene, "The Contribution of Our Secondary Schools," p.49.

⁴⁸⁾ Filene, "The New Relations between Business and Government," p.38.

⁴⁹⁾ Edward A. Filene, "Epoch-Making Changes in Business Today," *Vital Speeches of the Day*, Vol.1, No.21, 15 July 1935, pp.658-659.

⁴⁶⁾ Filene, "The New Relations between Business and Government," pp.37-38.

経済の時代」となった今では、容認され得ないものであると述べたうえで、次のようにビジネスの行動原理の転換を訴える。今や国民所得の大部分は「賃金、給料、家賃、利子、配当」といった形態で工業や商業を通じて分配されている。したがって、ビジネスが健全な形で利潤を得るためには、「産業がそれなりの時間働いている人々に高い賃金を支払い、好況期のうちに失業手当のために積立金を設立し、事故や病気、老齢の面倒を見る手段を準備する」ことが必要なのである⁵⁰⁾。

フィリーンの言う「大衆が豊かな生活」を享受できる時代こそ、新たな時代の内容であり、その実現のためには、大衆の購買力を向上することで、一定の消費を促すことが必要であった。

フィリーンは、大量生産時代には、大量に生産されたものを大衆が購入できるほどの購買力がなければならないと言う。

もしわれわれが、より多くの商品を売ろうとすれば、誰かがそれを買わなければならない。国民が「現代の大量生産が生み出したものを購入できる、またする意思を持たなければ」、生産物を売ることは決してできない。故に、まっとうなビジネスであれば、国民が十分な購買力を保有していない状況に直面したら、自分自身の「資金を大衆が大量に購入できるように用いる」べきである⁵¹⁾。高い賃金として割り当てられた資金はより高い購買力を作り出し、それがより多くの雇用創出につながる。すると、より多くのものが生産され、交換され、わが国の富がいつそう増大するのである。したがって、現代企業が生産したものを販売するに際して、「最大かつ基本的な問題」は、「いかに大衆が景気を良好に保つために十分な購買力を得ること

ができるか」なのである⁵²⁾。

新たな機械時代における大量生産は大量消費を必要とする。大量に生産したものは、それが消費されなければ、必然的に不況に至る。したがって、大衆が大量生産された物を買う購買力を享受できることは必要不可欠なこととなる。

それこそがビジネスの真の繁栄への道なのであった。フィリーンが強調するのは、国民の購買力向上は、「単なる富の再分配を目的とする」ものではなく、「我が国の経済メカニズムの働きにおける安全性と継続性」と「多くの利益と余暇を常に大衆にもたらす」生産的な方法である、と。つまり、単に現在ある富をより公平に分配することだけでは、問題は解決しない。問題は、大量に生産可能な生産力に見合った大量の消費を実現しなければ、経済メカニズムの安定的な運転はできないのである。「最大限の消費のあるところのみ、最大の所得と、政府のコストを含めて最大の支払い能力が存在し得るのである」⁵³⁾。

この点について、同様のことをハリマンはCCUS研究部 (the Research Department) の調査をあげて訴える。CCUS研究部は、アメリカの平均的世帯 (一世帯5人という想定) の所得を2,500ドルないしは3,000ドルにまで増大させる、つまり現在2,500ドルないしは3,000ドル以下の所得しかない世帯をそのレベルにまで引き上げることができたなら、という仮定の下に、そこで実現されうる労働需要と商品需要の増大について計算した。すると、食料品の消費量では、野菜が60%増加、新鮮果物は約50%、ミルクは20%、鶏肉は40%、卵は16%増大するであろうことがわかった。衣類の需要は著しく増大し、背広では年間約600万着の需要が生み出され、婦人服ではその数値は天文学的なものとな

⁵⁰⁾ Henry I. Harriman, "Session on Economic Organization and the Control of Industry: The Stabilization of Business and Employment," *American Economic Review*, Vol.22, No.1, March 1932, p.67.

⁵¹⁾ Filene, "Epoch-Making Changes in Business Today," pp.660-661.

⁵²⁾ Filene, "Business and the Wage Problem," p.317.

⁵³⁾ Filene, "The New Relations between Business and Government," p.43.

る。さらに、住宅においては、一人当たり一部屋という換算で考えると、部屋数にして1億室が増大する計算になる。住宅需要の増大に伴って、木材需要は300億フィート近くにまで、また煉瓦の需要は毎年120億個近くにまで、ガラスに至っては1,500億平方フィートにまで、拡大する。もし我々が、年収2,500ドルから3,000ドルという控えめな生活水準へと、所得水準を向上させるだけで、わが国には巨大な市場が出現するのである⁵⁴⁾。

このように、リベラル派は、大量生産・大量消費の社会システムの構築こそが真の復興への道と考えていたのであり、このシステム構築には国家による介入が必要と考えていた。

（5）実業界リベラル派の国家介入への期待

フィリーンが求める政府関与は、政府が一定程度関与したビジネス活動の規制と、国民生活の保障であった。

ビジネス活動規制に関して、フィリーンは、賃金を競争にさらさないように規制し、ビジネス全体での賃金水準を向上させることが可能となるよう、産業規約が必要と語る。たとえ、ある使用者が高賃金を従業員に支払おうとしても、自分の競争相手がより低い賃金しか支払わないことを恐れては、実際に高賃金が支払われることは非常に困難な状況になる⁵⁵⁾。それゆえ、賃金を競争にさらさず、「我々が支払わなければならない同じ額の規約賃金を競争相手全員が支払わざるを得ないように」する規約が必要なのである⁵⁶⁾。

賃金を企業間競争から切り離すためには、規約は、州際通商、州内通商のどちらもカバーするものでなければならないし、産業内だけでなく、産業間で通用するものでなければならない⁵⁷⁾。

このように、ビジネス活動全体をカバーする性格を規約に持たせるということは、単に限られた産業・分野の賃金を高めるのではなく、全産業の賃金水準を向上させる効果を持つ。その影響はきわめて絶大である。つまり、各社の自社の従業員への売り上げだけでなく、すべての従業員たちが「広くビジネスから大量の品々を買うように」なり、回りまわって市場全体が潤うからである⁵⁸⁾。

国民生活の保障に関する政府の役割については、ハリマンが明瞭に述べている。ローズヴェルト大統領は、『『個人の保護』(“personal security”)という二語で表現される』目標を掲げてきた。それは、「投資の保護、銀行預金の保護、価格水準の保護、児童の保護、スウェットショップや無慈悲な労働者の搾取からの保護、人生の変動——失業、老齢、病気や事故——に対する保護」を含んでおり、非常に広い内容を持つものであった。実際に、ローズヴェルト政権が、提案・制定してきた「方策すべてが、個人の保障の何かしらの側面に向けられて」きたのである。もちろん、こうした政策に対しては、反対や異論もあろう。しかし、大統領のこうした理想主義的目的や「経済保障・社会保障の拡大の必要性に関する彼の確信」には同意しなければならないであろう、とハリマンは訴えた。

⁵⁴⁾ Henry I. Harriman, “Discussion: Recovery Measures in Operation,” *Proceedings of the Academy of Political Science*, Vol.15, No.4, January 1934, p.79.

⁵⁵⁾ Filene, “The New Relations between Business and Government,” p.43-44; “Epoch-Making Changes in Business Today,” p.661.

⁵⁶⁾ Filene, “Business and the Wage Problem,” pp.316-317. フィリーンはここで、賃金は切り下げないために競争にさらさない一方で、価格の面では公正な競争を実施することで、価格を下げるが必要と論じる。

⁵⁷⁾ Filene, “Epoch-Making Changes in Business Today,” p.661. 「例えば自動車産業は、炭鉱夫や繊維産業労働者が車を買うことができないければ、永続的繁栄はできない。もし石炭・繊維産業が必要な水準にまで賃金を向上させる方法を知らなければ、かかる産業と協力し、彼らがそうできるようにすることは、利己的な利益からしても、全産業、全金融業の仕事となろう」。

⁵⁸⁾ Filene, “Epoch-Making Changes in Business Today,” p.316.

また、「全国的な問題を研究し、政府に健全だと考えることをアドバイスすることはビジネスの責務である」とも語る⁵⁹⁾。このように、現在におけるビジネスの繁栄は、「政府の協力によってのみ、また明白な繁栄法則の公的な強化によってのみ、繁栄は創り出される」のである⁶⁰⁾。

しかし、ここで注意しなければならないことは、政府の関与の重要性を訴えつつも、そこで実現される体制については、政府管理ではなく、ビジネス自身による自己規制となる点を強調する点である。

フィリーンは、新たな時代に適合したビジネス・政府間関係の下では、「ビジネスと政府は、失業を除去し、若年ないしは高齢で働けない人々に対して、すくなくとも彼らが消費できなくなり、産業の歯車を詰まらせないようにするための適切な所得を手配するに際して、協力しなければならない」と述べる。しかし、その一方で、こうしたビジネス・政府間関係がビジネスの活動を制限しないものになるためには、ビジネス活動を規制する制度が「外部の権限によって押し付けられたものでなく、新たな状況に内在したもの でなければならないと論じる⁶¹⁾。さらに、もしビジネス自身がビジネス活動を自主的にコントロールする準備ができていれば、ビジネスの機構を管理することが可能となり、その状況の下では「規約は政府管理を意味してはいない」ことになると指摘する⁶²⁾。

⁵⁹⁾ Henry I. Harriman, "Two Years," *Vital Speeches of the Day*, Vol.1, No.14, 8 April 1935, pp.419-420. ティーグルも同様に大統領のこうした方向性を評価していた。「ローズヴェルト大統領が、国民所得のより平等的な分配や、自らの権限強化を試行錯誤しながら手探りで進んでいるのは明らかである。それこそが全体の福利とコミュニティの繁栄の一つの最終的な保証である」。Teagle, "The Recovery Program in Operation," p.47.

⁶⁰⁾ Filene, "The New Relations between Business and Government," pp.43-44.

⁶¹⁾ Filene, "The New Relations between Business and Government," pp.41-43.

⁶²⁾ Filene, "Business and the Wage Problem," p.316.

また、ハリマンは、平均的な国民所得を2,500ドルから3,000ドルという一定の生活水準にまで引き上げることを「如何に実現させるかは、単純なことではない」し、「私にはわからない」と述べていた⁶³⁾。

このように、実業界リベラル派の議論は、具体的構想という点では、いささか不明瞭な感を逃れなかった。真の復興の方策として購買力付与に関して、産業規制と国民保障といった一般的な方向性は触れるが、ワグナーのように、具体的な政策展望については、あまり明瞭には語らなかった。

おわりに

以上、本論では、不況の原因であり産業復興の鍵となる大衆的な購買力の問題、購買力向上のための国家介入に構想、時代の変化に対する認識について、保守派や「労働リベラル派」と対比しつつ、実業界リベラル派の構想について述べてきた。

最後に、本論から浮かび上がってくるニューディール期リベラル派の政治構想の共通基盤と、その差異について簡単にまとめた。

ニューディール期リベラル派の共通基盤としてまずあげられる点は、不況の原因を、労働者を含めた国民の購買力が飛躍的に向上した生産力に見合った状況にまで引き上げられていない、分配されていないことにあるとの認識である。現代のアメリカ経済の変化を踏まえると、真に繁栄するためには、こうした大量に生産されるものを、大量に購入・消費することができるほどに購買力が高くならなければならないのである。

そして、この購買力が広く国民にいきわたらなくなっていた背景には、富の分配が不平等に

⁶³⁾ Harriman, "Discussion: Recovery Measures in Operation," p.80.

なったことが指摘される。アメリカ社会は農業時代から機械時代へと変化し、国民の圧倒的多数の生活が資本活動に依存していたため、失業者の増大や労働者の賃金低下は、多数のアメリカ国民の生活水準を飢餓の状況に至らしめる影響を持っていたのである。

アメリカ社会が未曾有の不況に陥った原因に関して、リベラル派はこのような一致した認識を持っていたが、経済復興の道筋に関しても同様に、国民へ広く購買力を付与することを軸にすべきという共通認識を有していた。

この復興構想を軸に国民への購買力付与をあげる背景として、アメリカ社会・経済が新しい時代に突入しているという彼らの時代認識が存在していた。機械の技術革新が進み資本の生産能力が飛躍的に向上し、その下で大量生産が実現し、アメリカ国民の生活のほとんどが、こうした資本活動（生産と流通）に依存するようになった。それゆえ、この大量生産に見合った消費が、アメリカ経済全体の繁栄には不可欠になったのである。

この新たな時代においては、アメリカ国民・ビジネス両者の繁栄には、公的なビジネス活動の規制と国民生活への保障といった点で、ある程度の政府関与が必要であった。国民へ高い購買力を付与するという行為は、ビジネス独自の行動論理では実現されえない⁶⁴⁾。それゆえ、政府が関与したビジネス活動の公的規制の必要性を要求した。

こうしたリベラル派の共通点は、政治思想における「自由」という概念とらえ方にも見るこ

とができる。

ワグナーは、32年の演説の中で、「現代の自由」(modern freedom)とは、「言論、出版、信仰上の所属の自由を意味していた」伝統的「自由」とは異なり、国民が経済的貧困に陥る危険をなくし、国民のさまざまな条件の不平等を改善し、彼らを不当な収奪から保護することで彼らの権利と機会を保障し、生産点での労働者の権利を保障することであると主張する⁶⁵⁾。「われわれが求むべき真の自由」とは「全ての我が国民に生きるに値する生活の助けとなる条件を創りだし、この豊かな地で理不尽な困窮の恐れから彼らを解放し、精神的発展の制限のない機会を各々に与えること」である⁶⁶⁾。

対して実業界リベラル派も、自由の歴史的意味が変化してきていることを理解していた。実業界リベラル派は、古い伝統的自由観はすでに時代遅れとなっており、現状に見合った新たな自由の捉え方をビジネス界が認識しなければならないことを訴える。

かつては、資本の社会的責任は、アメリカ人大衆の生活の中で重要な位置を占めてはいなかった。アメリカの大衆は、資本が何をしようと、「それからまったく独立した生計を立てていた」からである。したがって、「初期アメリカ」では「社会的責任なしに行動するという資本の神権 (the divine right) の要求」に疑義を挟むものは誰もいなかった。こうした古いドグマは非常に強力で、未だに「金を蓄えた人は、自分が正しいと思うものに使う、という不可侵の権利を有しているという理論に頑強に固執し」、資本家は自分の金を使うのに、どんな侵害を被ることもなく自由に行動できるという古いアメ

⁶⁴⁾ この政府の関与の必要性に関する筋立てでは、両者に力点の違いは存在する。ワグナーは労働者側の交渉力の弱さ、労働者側の失業者との仕事獲得競争の中での賃金切り下げの容認とを強調していた。一方、実業界リベラル派は、不況期における他社との生き残り競争の中での、1社のみでは高賃金の実施は非常に困難であるというビジネス側の行動原理に注目していた。ただ、こうした力点の違いは、両者の立場の違いが反映しただけではないかと思われる。

⁶⁵⁾ Address, at the formal opening of the Democratic state-wide campaign at the national Democratic Club, N. Y. City, 18 October 1932, box 103, folder 25, Robert F. Wagner Papers.

⁶⁶⁾ Keynote Speech delivered at Democratic State Convention, Robert F. Wagner Papers.

リカ的自由という信条を持ち続けている人も多い。誠実な政治評論家や政治家の圧倒的多数でさえ、そうである。

しかし、今やそうした農業時代は過ぎ去り、国民は、農民も含めて資本の生産・分配に依って生活を営む機械時代に生きている。したがって、今や、アメリカ国民全員の生活と安全は、資本の「金が如何に使用されるのか」にかかっているものであり、以前のような資本の行動の自由を無制限に認めた古いアメリカ的自由は、過ぎ去ったのである。この新しいアメリカ的自由は、「伝統的思想家が非アメリカ的と呼んでいる類の自由」を達成するための取り組みが社会的に根を下ろして、初めて実現されるものである⁶⁷⁾。

このような自由の転換の理解が、新たな時代への転換論とあいまって彼らの構想の基盤となっていた。

このように、リベラル派と保守派とでは、不況の原因もそこからの脱却の道も、政府への要求も異なっていた。保守派との対抗で、リベラル派は、広範な購買力の分配の下でしか産業復興が実現し得ず、その購買力の平等的分配のためにはビジネスを規制する方向での国家介入が必要であることは共通認識となっていた。ここにリベラル派としての共通の基盤が存在していたといえよう。

しかし、それを具体的にどうやって実現するかに関する点、つまり国家の公的介入をどこまで認め、どのような意味を持たせるのかについ

て、その見解は大きく異なっていたと言えよう。大衆的に購買力を向上させるためには、購買力を平等的に分配することが求められる。つまり、富の平等的分配政策という20年代アメリカが経験した《経済的繁栄+貧富の格差拡大》という構造そのものを改革し、《経済的繁栄+富の平等的分配》という社会改革をともなった構造へと改変することが求められたのである。

これは現実の政策においては次のことを意味する。それは現実の経済の中で不利な立場に置かれている特定の階級・階層の利益を保護し「優遇」する政策を「中立」であるべき法律（しかも連邦法）でもって規定しなければならない、ということである。それでもその実行には、躊躇する向きが強かった。そのため、ワグナーらの「労働リベラル派」と実業界リベラル派との間で、または実業界リベラル派内部で、労働・社会保障・公共事業政策に対する評価が分岐していくのである。

本論で縷々描いてきた実業界リベラル派の議論からすれば、富の平等的分配こそが経済復興の鍵となるという構想として理解できるのであるが、社会改革によって産業復興を行うということを、個別具体的な政策上の論点に入ると、そこでは分岐が生じてくる。ワグナーらの「労働リベラル派」と実業界リベラル派との対抗が生じ、かつ実業界リベラル派内部でも大きな対抗が生まれてくることになる。このテーマはまた稿を改めて取り組みたい。

⁶⁷⁾ Filene, "The Contribution of Our Secondary Schools," p.49.